

令和6年度 ナラ枯れ被害対策実施方針

1 目的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) 被害木を含むナラ林のチップ等への利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、移動監視を有機的に結び付けて、別表に基づく微害地（以下「微害地」という。）を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、微害地においてナラ枯れ被害木の早期駆除に努める。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 県及び市町村は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。

ウ 県及び市町村は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 県及び市町村は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 県及び市町村は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務体制の整備に努める。

イ 県は林業事業体等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

県及び市町村は、ナラ林の伐採による若返りを促進するため、ナラ林の伐採による防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成 29 年 6 月 21 日付け森整第 252 号）」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

県及び市町村は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 km を超え、30 km 以内の範囲	・ 高齢なナラ林を中心に利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 最新の被害状況を現地の広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 km 以内の範囲	・ 微害地 ^{※1} においては、全量駆除を基本とする。 ・ 中・激害地 ^{※2} においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。 ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ ナラ林の伐採にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（平成 29 年 6 月 21 日付け森整第 252 号）を遵守すること。

※1 微害地：ha 当たり、1～10 本程度の被害が発生した森林

※2 中・激害地：ha 当たり、10 本程度以上の被害が発生した森林

（ナラ枯れ被害対策マニュアル（H24.3 一般社団法人日本森林技術協会）より抜粋）